

## 豊田市集団回収事業報奨金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、再生利用が可能な資源の集団回収（以下「集団回収」という。）を行い実績をあげた団体に、報奨金を交付することにより、ごみの減量化と資源化を促進し、快適な生活環境の向上を図ることを目的とする。

### (協力団体の登録)

第2条 集団回収を行い報奨金の交付を受けようとする団体（以下「協力団体」という。）は、あらかじめ市長に集団回収協力団体登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、既に登録されている団体は除く。

2 登録できる協力団体は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 豊田市内に活動拠点を有する団体であること。
- (2) 地域社会に貢献できる性格を持っていること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。
- (4) 集団回収を継続して行う団体であること。

3 市長は、申請内容を審査の上、協力団体として適当と認めるときは、申請者に集団回収協力団体登録証（様式第2号）を交付するものとする。

4 協力団体は、前項の登録証を紛失した場合、市長に報告し再発行を受けなければならない。

### (協力団体の変更)

第3条 協力団体は、登録事項に変更があったときは、速やかに変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。団体名に変更があった場合は、市長は第2条第3項に定める登録証を既に交付したものと引換えに、新たに登録証を交付する。

### (協力団体の廃止)

第4条 協力団体が集団回収を行うことができなくなったときは、速やかに廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、1年以上、集団回収の活動がない場合、市長は協力団体の登録を取り消すことができる。

### (対象品目)

第5条 報奨金の対象品目は、古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック）、古布類とする。

### (報奨金の額)

第6条 報奨金の額は、対象品目1キログラム当たり5円とする。ただし、円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 前項の規定に加え、2品目以上の集団回収を行った場合は、1回当たり2,000円の報奨金を加算して交付するものとする。

### (報奨金の交付又は返還)

第7条 協力団体は、市長の定める日までに集団回収報奨金振込口座確認書兼活動実施計画書（様式第5号）に通帳の写しを添付して、市長に提出をしなければならない。

2 協力団体は、集団回収報奨金振込口座に変更があった場合は、速やかに集団回収報奨金振込口座変更届（様式第5号の2）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、協力団体の活動実績に基づき、報奨金を交付するものとする。

4 報奨金を交付できる期間は集団回収を実施した年度及びその翌年度までとし、交付は7月末日、10月末日、1月末日、翌年度4月末日の年4回とする。

5 市長は、報奨金交付に関して協力団体の不正が発覚した場合は、登録を取り消すとともに、交付した報奨金の返還を求めることができる。

(報告等)

第8条 市長は、この事業に必要な限度において、協力団体及び回収業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に、豊田市集団回収事業補助金交付要綱及び豊田市集団回収事業報奨金交付要綱に基づいて行われた回収業者の登録その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。